

伊賀市ヌートリア防除実施計画

令和3年2月

目 次

1	特定外来生物の種類	2
2	防除を行う区域	2
3	防除を行う期間	2
4	計画策定の背景と目的	2
5	現 状	3
	(1) 生息状況	3
	(2) 被害状況	3
	(3) 捕獲状況	3
	(4) 被害対策の状況	3
6	目 標	4
7	防除の方法	4
	(1) 捕獲及び処分	4
	(2) 捕獲の記録及び報告	8
	(3) モニタリング	8
	(4) 侵入の予防措置及び被害発生の防止措置	9
8	調査研究	8
9	普及啓発	8

(別添) 防除を行う地域

捕獲装置

各種様式

1 特定外来生物の種類

ミュオカストル・コイプス（ヌートリア）

2 防除を行う地域

伊賀市全域（別添、区域図参照）

3 防除を行う期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

4 計画策定の背景と目的

（1）外来種問題の発生と取組

外来種は、本来生息・生育していない地域に新たな種が人為的に持ち込まれることにより、その地域の生態系に悪影響を与えたり、農林水産業や生活環境に被害を及ぼしたりという問題がある。

平成14年の生物多様性条約締結国会議では、「外来種の侵入の予防」、「初期段階の発見と予防」、「定着した外来種の駆除・管理」に積極的に取り組んでいくことが決議された。日本の新・生物多様性国家戦略でも、生物多様性危機の原因のひとつに外来種があげられている。

このような状況を受けて、平成16年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）が公布され、平成17年6月から施行されている。

この法律は、外来生物による生態系、人の生命や身体及び農林水産業への被害を防止することを目的としており、そのような被害を及ぼす生物を「特定外来生物」として指定し、野外へ放つことが厳しく禁止されるとともに、輸入・販売・飼育・栽培、運搬も原則禁止され、安易な飼育・栽培や野生化に歯止めがかけられることになった。

また、既に野生化している特定外来生物については、国や地方公共団体などが「防除実施計画」を策定し、捕獲・処分等の「防除」が実施できることになった。

※ 防除とは

特定外来生物による被害を防止するための捕獲及び処分、侵入の予防措置、被害発生の防止措置のことをいう。

（2）特定外来生物に指定されたヌートリア

ヌートリアは南米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、1930年代から毛皮獣などとして輸入され、肉は食用とするため多数飼育され、第2次世界大戦後、需要が無くなり飼いきれなくなり、捨てられたり逃げ出すなどして、野生化し繁殖を

続けるようになりました。

このように野生化したヌートリアは、深刻な農業被害や生態系被害をもたらす動物であるとして、外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定された。

5 伊賀市における現状

(1) 生息状況

伊賀市においてヌートリアは、平成16年頃から目撃されだし、平成19年頃から河川や水路を伝って田畑に出没するようになり生息数は確実に増加しており、生息域も拡大している。

(2) 被害状況

① 農業被害

ヌートリアの被害に関しては、イネ科の作物を齧って食べるほか、河川、水路等に近い畑があるような箇所では、根菜類などに被害が及んでいる。

いずれについても、多くの被害農家は被害の予防策として、防護ネット等を張ったり、猟友会に捕獲檻を設置してもらったりしているが、その性質上、被害を低減させることは難しいと言える。

② 人の生命及び身体への被害

ヌートリアについては、巻貝を介して肝蛭が寄生していることも報告されているのでこちらも感染しないよう注意が必要である。

(3) 捕獲状況

アライグマ防除実施計画に基づく、アライグマの捕獲檻にヌートリアが錯誤捕獲される事例も報告されている。

(4) 被害対策の状況

農業被害による営農意欲低下や、家屋侵入等による生活環境被害に対応するため、鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲許可により対処してきたところであるが、制度上、従事者は狩猟免許所持者（猟友会）に限られることや、ヌートリアのような小動物の場合、免許所持者であっても捕獲に従事できるものはさらに限定されることから、実質上、捕獲に従事できる者が一部である現状を鑑みると、サル、シカやイノシシの場合のように猟友会が主体となった捕獲から、被害者自らが捕獲できる仕組みづくりが望まれている。

このため、外来生物法に基づく「防除実施計画」を策定し、適切な目標を設定のうえ、計画的な捕獲を進めていくこととする。

なお、捕獲に当たっては、今後、隣接する名張市などとも連携を図りながら効果的に対策を推進していく必要がある。

6 目 標

伊賀市では、ヌートリアの生息範囲が拡大しており、その生息頭数も相当数と考えられるため、本計画期間の目標は、被害の低減及び生息頭数の減少とする。なお、計画期間中においても、必要に応じて目標設定の変更を行うものとする。

7 防除の方法

(1) 捕獲及び処分

① 捕獲重点地域の設定

捕獲を行う際には、地域ごとに詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、重点的に捕獲を行う地域の強化を行います。

② 捕獲方法

ヌートリアの生息環境の状況や錯誤捕獲防止の観点や、これまでの捕獲実績や捕獲体制等を勘案し、原則として捕獲檻（箱わな）による捕獲とする。（別添、捕獲装置図参照）

③ 捕獲体制

ア 捕獲の体制

農業被害防止のための捕獲に当たっては、捕獲に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）まかせではなく、地区住民への周知をはじめ捕獲檻の見廻りやエサの提供等については、捕獲実施地区の区長または自治会長、住民自治協議会の全面的な協力を得るなど、地域ぐるみの協力体制により捕獲を円滑、効果的に進められるよう配慮を行なう。

イ 捕獲の従事者

捕獲従事者は、鳥獣保護管理法によるわな猟狩猟免許を有する者が望ましい。

ただし、地区内にわな猟免許所持者がいない等の場合は、良識があり、適宜、迅速に捕獲に従事できる者のうち、次のいずれかの要件を満たして地域の合意が得られることを条件に、狩猟免許を有しない者であっても捕獲に従事できることとする。

【狩猟免許を有しない者の参加要件】

- ・ 社団法人三重県猟友会が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習を受講した者

- ・伊賀市または三重県から適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての説明を受けた者
- ・捕獲が安全かつ効率よく行えるよう、わな猟免許所持者の指導を受けられる者

(参考) 捕獲行為とは

捕獲行為とは、わな猟の場合、捕獲ができるようにわなを仕掛けることをいい、単に見廻りを行うことは、捕獲行為には当たらない。

ウ 捕獲従事者の登録

捕獲に従事しようとするものは、氏名、住所、捕獲の実施箇所、狩猟免許の有無等について、捕獲従事者届出書（様式第 1 号）により伊賀市に届け出て、伊賀市はそれをもとに従事者台帳（様式第 2 号）に登録する。また、捕獲にかかる具体的内容、注意事項について十分な説明を受ける。

④ 捕獲にかかる留意事項

捕獲従事者は、捕獲を実施する際には、次の事項に充分留意することとする。

ア 錯誤捕獲の防止

- ・目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは、侵入経路の把握等により、捕獲檻の適切な設置場所、設置期間を判断する。
- ・夜間に捕獲されることが多いため、捕獲檻設置期間中は朝夕を中心に最低一日一回以上の見廻りを行うこととする。

イ 事故の発生防止

- ・事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲従事者は伊賀市が交付する捕獲従事者証（様式第 3 号）を携帯するものとする。
- ・捕獲檻を設置した場所の周辺で子供等が遊ぶことなどが無い等周辺への安全確保を徹底する。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置を夜間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じることとする。
- ・ヌートリアは、肝蛭の寄生や感染症、その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲した個体の取り扱いに当たっては、革手袋等を使用し、接触や糞の始末の後には充分手洗いなどを行うようにする。また、万が一、噛まれたり引っかかれたりした場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じることとする。
- ・使用後の捕獲檻は、洗浄等を行い、感染症等を防止する。
- ・捕獲檻には、本計画に基づく防除である旨を記載したプラスチック製の標識

に、設置者、電話番号等の連絡先及び捕獲期間等を記載し表示することとする。
(文字の大きさは1文字あたり縦横概ね1cmとする。)

ウ 防除区域及び期間の配慮

- ・ 特定外来生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けることとする。
- ・ 鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう実施することとする。
- ・ 捕獲檻の設置にあたり、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう実施することとする。

エ 捕獲に係る禁止及び制限措置

- ・ 鳥獣保護管理法第12条第1項第3号又は第2項で禁止又は制限された捕獲を行わないこととする。
- ・ 同法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこととする。
- ・ 同法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲を行わないこととする。

⑤ 捕獲個体の処分

ア 処分方法

捕獲したヌートリアは、原則としてできる限り苦痛を与えない適切な方法により殺処分することとする。

その方法として、捕獲場所から伊賀市が指定する場所へ運搬し、炭酸ガスを用いた安楽死処分を行うなど適正に処分することとする。

なお、運搬にあたっては、捕獲個体が檻から逃げ出さないよう扉を針金等で補強し、また、檻が運搬車両から落下しないよう確実に固定することとする。

イ 処分の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育やその他公益上の必要性があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者に譲り渡すこととする。

なお、いわゆる里親制度として引取り飼養等を希望する団体に捕獲個体を引き渡す場合には、伊賀市は飼養の目的等を確認の上、譲渡証明書を発行し、下記の要件や条件を伝達することとする。

[伝達すべき要件]

- ・外来生物法第5条第1項の規定に基づく飼養等の許可を国から得ていること
(許可要件は下記のとおり)
 - ・捕獲された個体を速やかに引き取ることができること
 - ・一定期間ごとに、引取りをされた個体の飼養等の状況(例えば、個体の大きさ、重量の情報、取扱いの状況及び当該内容を示した写真)について伊賀市に報告すること
- ≪参考：防除された個体等の引取飼養等の許可要件(環境省通知)≫
- ・飼養等をしようとする特定外来生物が哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものであること
 - ・許可後の取扱方法に関し、「野外での散歩不可」といった規制内容について許可申請者が充分理解していること
 - ・次の事項を飼養等許可条件として付すことを許可申請者が了承すること
 - 飼育等をするのできる数量の上限を定めること
 - 不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施すること
 - 特定外来生物の譲渡元から、防除で捕獲した個体である旨等の譲渡の経緯を明らかにした証明書を得ること
 - マイクロチップを基本に、許可を受けていることを明らかにする措置を講じること
 - 一定期間ごとに、引取りをされた個体の飼養等の状況(例えば、個体の大きさ、重量の情報、取扱いの状況及び当該内容を示した写真)について主務大臣に報告すること
 - 地方公共団体等からの要請があった場合、許可を受けた上限までの頭数については積極的に引き取ること

(参考) 処分に関する参考指針

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく「動物の処分方法に関する指針」(平成7年7月4日総理府告示第40号)では、処分動物の処分方法は、「化学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」とされている。

また、具体事例として「動物の処分方法に関する指針の解説」(平成18年(社)日本獣医師会)や「外来生物に対する対策の考え方」(平成19年7月(社)日本獣医師会小動物臨床部会野生動物委員会)により安楽死に関するガイドラインが報告されており、これらを参考に対処することとする。

⑥ 殺処分後の個体処理

山野・河川等に放置せず適切に処分することとする。

この場合、感染症の危険性等を勘案し、原則として伊賀市斎苑で焼却することとし、やむを得ず埋葬する場合は、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう留意するものとする。

(2) 捕獲の記録及び報告

捕獲従事者は、設置したわな1基ごとに1枚の捕獲報告書(様式第4号)に実績を記録し、伊賀市に提出するものとする。

(3) モニタリング

①伊賀市は、生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を捕獲の実施に適切に反映するよう努める。

②伊賀市は、市民や捕獲従事者から収集したアライグマの目撃情報、捕獲情報を特定外来生物目撃等調査票(様式第5号)に記録し、とりまとめ表(様式第6号)により取りまとめることとする。

③捕獲した個体は、研究機関等から要請があれば、できる限り捕獲個体調査、感染症調査等に提供し、科学的知見の蓄積に役立てるものとする。

(4) 侵入の予防措置及び被害発生の防止措置

区や自治会・住民自治協議会等地域ぐるみでヌートリアの生態を踏まえた予防措置、被害発生防止に取り組むなど市民の積極的な参画により、被害の事前回避、軽減を図るものとする。

① 侵入の予防措置

ア 誘引条件の排除

次のことを普及啓発する。

- ・農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しない。
- ・残飯を屋外に放置しない。
- ・ゴミ集積場ではゴミを出す時間を厳守し、ネット等をかける。

② 被害発生の防止措置

ア 防護柵の設置

・ヌートリアの防護柵としては、通常金網やその他網等の場合、登る、噛み切る、くぐるなどにより効果がないため、現在最も効果があるとされている電気柵の設置が基本となる。

・電気柵の場合には、周囲の安全に充分注意するものとする。また、草が架線に接触すると漏電のため通電しないため、草刈りを行うか、地面から数10cmにトタンを設置し架線を地面から離すことを普及啓発する。

イ 環境整備

ヌートリアは、畦畔や河川の岸に営巣することが多いので、草刈りなどを適切に行い、ヌートリアが営巣しにくい環境を作る。

8 調査研究

防除実施計画の策定に当たっては、連携する近隣市の防除計画や環境省などの調査結果を参考にした。

今後も効果的な防除手法の検討、生息実態・被害実態の把握等について、関係機関と連携して調査研究を進めるものとする。

9 普及啓発

市民が、自然や生物多様性、外来生物などに関する正しい知識を持ち、外来生物問題発生の原因を認識した上で、市民の参画と協働によって防除が効果的に実施されるよう、各種啓発、情報提供を行うこととする。

【普及啓発のポイント】

(1) ヌートリア問題発生背景

- ① ヌートリア、毛皮獣などとして養殖されていたものが、野生化したものです。今日の様々な被害の発生は、飼い主の無責任な対応による結果であると言えます。
- ② 外来生物被害予防三原則である「入れない・捨てない・拡げない」を遵守し、多様な在来種が棲むバランスのとれた自然環境を守るという意識を高める必要がある。

(2) ヌートリア問題に対する私たちの責務

- ① 前述のとおり人間の責任ではあるが、ヌートリアがかawaiiそうだけでは問題は解決しない。現状はヌートリアによって農業被害に悩む市民がいるとともに、人間が起こした責任であるからこそ、負の遺産を次世代へ引き継がないために、今を生きる私たちが解決へ向けて努力する必要があると考える。

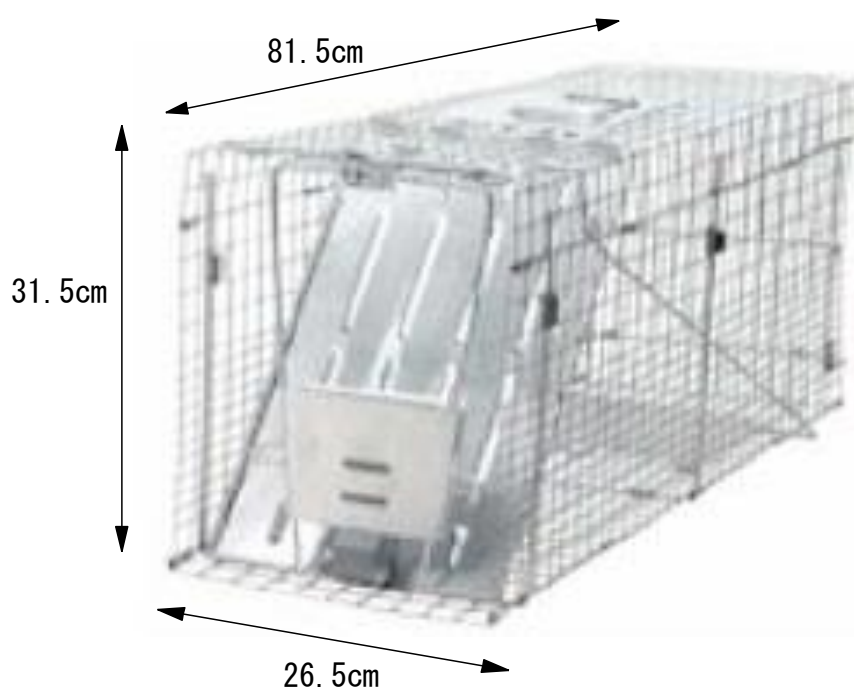
② 既に野生化しているヌートリアは、農林水産業の健全な発展や人間の生活環境、生態系の保全のため、外来生物法に基づく適切な防除（捕獲・処分〈安楽死〉）を進める必要がある。

また、可能な限り早期に排除することが、結果的に処分されるアライグマの数と投資コスト（経費）が少なくて済むことになる。

別 添

防除に使用する捕獲装置

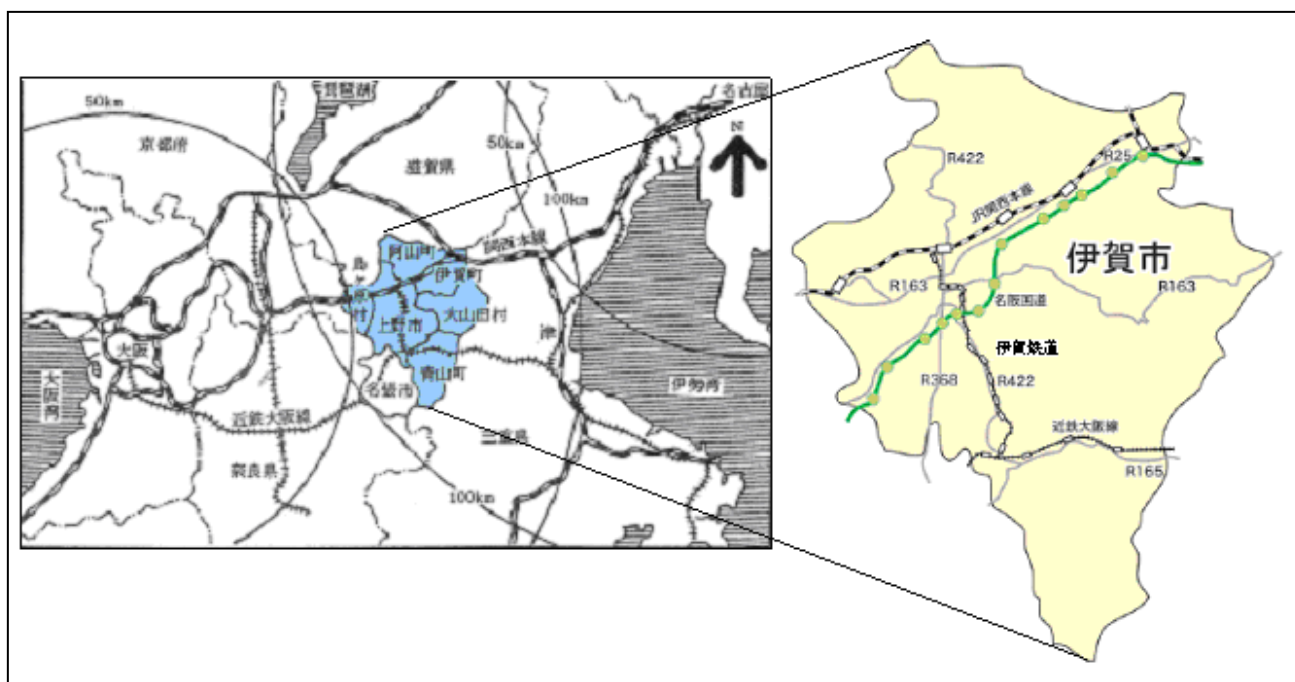
【例】



重量 : 4.0kg

別 添

伊賀市域図



出典:伊賀市中心市街地活性化協議会 会議資料